



令和 8 年度

江戸東京きらりプロジェクト

商品開発事業 募集要項

募集期間 令和 8 年 7 月15日(水)～ 8 月14日(金)

東京都 産業労働局 総務部 企画調整課

1 「江戸東京きらりプロジェクト」の概要

◇ 目的・概要

江戸開府から400年以上の歴史を持つ東京には、その歴史に裏打ちされた伝統的な工芸や匠の技、食文化など、数多くの魅力ある「宝物」があります。

東京の貴重な財産であるこうした「宝物」は、国内はもとより、世界の人々にその魅力を広く知ってもらい、生活の中で使ってもらい、価値を認めてもらうことでこそ、未来に引き継がれていくものと考えています。

こうした考え方のもと、東京都は、平成28年度に有識者による「江戸東京きらりプロジェクト推進委員会」を立ち上げました。江戸東京きらりプロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）では、確かな品質、デザインの美しさはもちろんのこと、現代のライフスタイルに合った新しい提案をしていこうという意欲に溢れる取組を厳選し、新しい視点から磨き上げて、その価値を高めるとともに、東京の「宝物」として、国内外にその魅力を発信しています。

こうした取組に加え、令和7年度からは、本プロジェクト自体を1つのブランド（以下「『江戸東京きらり』ブランド」という。）と位置づけ、ブランドコンセプトを定めました。これに基づき、ブランディング及びマーケティングの戦略を一貫して立案・実行し、認知度向上及びブランド力の向上に取り組んでいます。

これらを通じて、東京の伝統ある産業の魅力向上、技の継承を目指しています。

◇ 「江戸東京きらり」ブランドコンセプト

● パーパス

江戸東京のこころと技を、「きらり」と光る価値にして、世界へ、未来へ。

● ブランドメッセージ

くらしに、きらりをTM。

● ブランドステートメント

江戸から東京が受け継いできたものの中には、日々のくらしを豊かにしてきた粋な匠のこころと技が、脈々と息づいている。

私たちは、それらをただ継承するだけでなく、「きらり」と光る価値に磨き上げ、東京から世界へ送り出していく。

選ばれ、使われ、食され、愛され続けることで、「きらり」は人生をより美しく豊かに、この世界をより幸せなものにしていくだろう。

匠のこころと技は、こうして未来へ引き継がれ、伝統と革新が交差する東京という都市も、送り手として、きらめきをさらに増すのだ。

江戸東京の「きらり」を、世界へ、そして未来へ。

● ブランドビジョン

～Old meets New～

伝統と革新が交差する東京ならではのスタイルの発信と、共感の獲得

● 提供価値

- ・ 東京の伝統と洗練が生み出す気品
- ・ 匠の技と、作り手のこころが息づく上質

- ・暮らしを美しく、豊かにするライフスタイル
- ・時代を越えて世界と未来へつながる価値

●パーソナリティ

高潔 情熱 遊び心 洗練

◎ターゲット

佳いモノや美しいコトを自らのライフスタイルに取り入れ、日常をより心豊かにすることに価値を見いだす、国内外の知的好奇心と文化的感性が高い人々

2 募集から選定まで

◇ 商品開発事業の公募

本プロジェクトでは、江戸東京の伝統に根差した技やノウハウを活かし、「江戸東京きらり」ブランドのコンセプトを体現する商品の開発・国内外への展開等に意欲と可能性を持つ事業者を公募します。

◇ 商品開発事業に選定されると

本事業で選定された事業者は、「江戸東京きらりプロジェクト」の「モデル事業者」（p.10参照）として位置づけられます。

取組の内容に応じて、東京都が組成する商品開発、ブランディングやマーケティング等の専門家による支援チームが、商品のコンセプトや開発計画の具体化、販路開拓、プロモーション等に伴走します。同時に、クリエイティブディレクターによる監修も実施し、「江戸東京きらり」ブランドの世界観を商品開発に反映します。

また、完成した商品は、東京都が有する販売拠点やイベント、様々な媒体等を活用して国内外での優先的なPRや販売の対象とします。

◇ 支援期間

令和9年1月から令和11年3月まで

1年目 商品のコンセプトや開発計画の具体化支援（採択後、3か月間のクリエイティブディレクターによる助言や意見交換等を実施）

2年目 商品開発及び販売促進等のハンズオン支援（支援チームによる伴走支援）

3年目 商品開発及び販売促進等のハンズオン支援（支援チームによる伴走支援）

※ 本支援は、各年度の歳入歳出予算が都議会で可決された場合において実施いたしますので、本支援の内容が変更または実施しない場合があることにご留意ください。

◇ 募集期間

令和8年7月15日(水)～8月14日(金) [必着]

◇ 募集事業者数

5事業者程度

◇ 応募対象

以下の強い熱意を持ち、商品の開発に挑戦する事業者を募集します。

- ・「江戸東京きらり」ブランドのコンセプトを体現した、江戸東京の伝統と洗練が

生み出す気品や、匠の技と作り手のところが息づく上質さを感じられ、時代を超えて世界と未来へつながる「江戸東京きらり」ブランドを代表する商品を新たに作りたい。

- ・その商品を、国内外の人々に日々の暮らしの中で使ってもらうことで、暮らしを美しく、豊かにするライフスタイルを生み出していきたい。

◇ 応募資格

以下のいずれかに該当する事業者（法人又は個人）又はグループ（団体）とする。

- ・事業者が、ア～スの全ての事項を満たしていること。
- ・ア～ウの事項を満たす事業者を含み、そのグループを構成する事業者等の全てがエ～スの事項を満たしていること。

なお、本プロジェクトの「モデル事業者」も応募することができる。ただし、モデル事業における磨き上げ支援の対象期間と、本事業におけるハンズオン支援の対象期間が重複する場合は、応募の対象外とする。

ア 江戸東京の**伝統に根差した技術やノウハウ**をもとに、**衣・食・住に関わるものづくり又はサービス提供**を行っている。

イ 原則、**東京を拠点**として事業活動を行っている。

※ ただし、事業所が都外にある場合でも、東京都指定伝統工芸品や都内区市町村が認定する伝統工芸品を製作、又は東京ならではの伝統的な技法や生産方法等を用いたものづくりやサービスの提供を行っている事業者を含みます。

ウ 核となるものづくりやサービスに、**概ね東京で100年以上続く技術やノウハウ等**が活かされている。

※ 産品やサービスの基本的な技術等の継続性があれば、事業者の創業年数、法人設立年数は問いません。

エ 伝統の技術やノウハウ等を活用し、新分野や海外への展開を図る等、新たな発想や方法での取組に係る事業計画と意欲を有している。

※ 既に取組を始めているもの、これから始めるもの、いずれも対象とします。

オ エで記載した事業計画を着実に遂行するために必要な経営基盤や体制を有している。

カ 会社経営、事業実施に係る関係法令を遵守している。

キ 東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない。

ク 過去に国、都道府県、区市町村との契約や許認可等において、不正等の事故を起こしていない。

ケ 社会・環境への配慮及び顧客等からの信頼確保に努めている。

コ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当しないこと並びに法人そ

※送付後は、応募書類を送付した旨を、お電話にてご連絡ください。
(2)のエ及びオの書類については、紙の資料しかない場合は、以下の宛先へ郵送にてご提出ください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 産業労働局 総務部 企画調整課 江戸東京きらりプロジェクト担当

E-Mail : S0290106@section.metro.tokyo.jp

(エスゼー ロニキューゼ ロイヂェー ロク)

電 話 : 03-5000-7825

※ メール の 件 名 は 「 **【応募】江戸東京きらりプロジェクト 商品開発事業** 」 でお 願 い し
ま す 。

(4) 応募に係る注意事項

- ① 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- ② 応募書類は返却いたしません。必要な場合はあらかじめコピーを取り保管してください。
- ③ 応募された書類等に含まれる個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及びその他の関係法令を遵守し、本事業の運営の目的以外には使用いたしません。
- ④ 応募用紙に記載した取組内容については、今後の事業の実施方針となります。選定後に、応募事業者の都合で取組内容を変更する場合は、事前に東京都に協議のうえ、承認を受ける必要があります。
「専門家セミナー」を踏まえて申請内容を調整する場合、必ず事前に東京都に相談をしてください。調整により申請内容が大幅に変わる場合、再審査になったり、二次審査に進めなくなったりする可能性があります。
- ⑤ 以下に該当する場合は、選定の対象となりません。また、選定後においては、決定を取り消すことがあります。
 - ・ 応募資格を満たさなくなった場合
 - ・ 応募書類に記載された内容が、虚偽又は公序良俗その他法令の定め反する、もしくは著作権その他第三者の権利を侵害していることが認められた場合
 - ・ 東京都の承認を得ず、応募事業者の都合により応募書類に記載された内容を大幅に変更した場合
 - ・ その他法令上又は社会通念上、選定するにふさわしくないと判断される事由があった場合

◇ 審査・選定

申請書類に基づき、一次審査（書類審査）を行います。一次審査を通過した応募事業者に対して、専門家による商品開発に資するセミナーを実施します。セミナー実施後に、二次審査（書類・面接による審査）を行い、商品開発事業に取り組む事業者を決定します。審査については、外部有識者等で構成する選定委員会を設置し、実施します。

(1) 審査方法

① 一次審査（書類審査）

応募書類に基づき、応募資格及び審査基準に合致しているか審査し、専門家セミナー及び二次審査の対象とする事業者を選定します。

② 二次審査（書類・面接による審査）

一次審査を通過し、専門家セミナーを受講した応募事業者に対して、二次審査を実施します。面接日時については、東京都が以下の日程内で指定しますので、必ずご出席ください。

なお、応募事業者の自己都合による日時の指定・変更はお受けしておりません。また、指定日時にご出席いただけない場合は、選定対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

- ・日時：令和8年11月26日(木)、11月27日(金)のいずれか一日で実施
- ・時間：1事業者につき30分程度（応募者からの説明10分、質疑応答20分を想定）
- ・場所：東京都庁会議室等（東京都新宿区西新宿二丁目8番1号）
- ・内容：応募書類に基づく口頭による事業計画の説明及び審査員との質疑応答

③ 現地調査

二次審査の対象となった応募事業者に対して、必要に応じて、技術や生産工程等を確認するため、現地調査を実施する場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づき、総合的に評価を行います。

- ア 応募資格を満たしているか
- イ 対象となる伝統ある技や商品等の機能や使い心地等に独自性・優位性があるか
- ウ ターゲット層に対する訴求力があるか、市場可能性があるか
- エ 事業計画に他にはない創造性や革新性があるか
- オ 「江戸東京きらり」ブランドの担い手としての取組意欲やこだわり、個性など、適性があるか
- カ 事業計画、実施体制の妥当性と事業の継続性、参画後の発展性があるか
- ※ 上記の審査基準に加え、ブランドコンセプト（P2）に合致した取組であることが求められます。

(3) 結果の通知

一次審査の結果については10月上旬に、二次審査の結果については12月下旬に、書面でお知らせする予定です。

(4) 審査・選定に係る注意事項

- ・ 審査の経過、内容等につきましては非公開とします。お問い合わせいただいても一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 審査にあたって追加資料の提出、説明及び追加ヒアリング、現地調査等をお願いする場合があります。

3 選定後の支援

選定された商品開発事業者の商品開発に関する取組に対し、以下の支援を行います。

(1) 支援内容

ア 商品のコンセプトや開発計画の具体化支援（令和9年1月～3月）

- ・月1回程度を目安に、事業者ごとに、クリエイティブディレクターによる個別のアドバイスや意見交換等を実施します。

イ 商品開発及び販売促進等のハンズオン支援（支援チームによる伴走支援） （令和9年度～令和10年度）

- ・商品開発等に詳しい支援メンバーが事業者ごとにヒアリングを行い、申請内容をもとに、目標や課題を踏まえて、支援体制、実施スケジュール及び予算配分を含む商品開発計画を策定します。
- ・商品開発計画の策定後は、計画の実現に必要な取組内容や手法等を助言するとともに、必要な経費（商品開発の試作、販路開拓等）を支援します。
- ・本事業参画後の状況（売上実績・新規取引など）の情報提供にご協力をお願いいたします。また、本事業の支援メンバーやクリエイティブディレクター等に対し、事業の進捗状況を定期的に報告するなど、連携しながら事業を進めていただきます。

<支援上限額>

500万円／年（2か年支援）

<支援例>

（商品開発）

- ・商品企画、アイデアのブラッシュアップ
- ・デザインの開発
- ・商品開発のための材料費

（ブランディング・マーケティング）

- ・広報ツール（PRパンフレット、映像等）やパッケージ等の制作
- ・広告・PR
- ・テストマーケティング
- ・国内外の展示会出展、ポップアップ出展
- ・セレクトショップ等の販売先の開拓支援

※クリエイティブディレクターの監修

上記のほか、クリエイティブディレクターが、全商品開発事業者を対象に、ブランドコンセプトとの整合性チェックや、マーケティング、デザインなどに対する助言等を行います。

※開発した商品のプロモーション・販売支援

開発した商品は、東京都が有する販売拠点やイベント、様々な媒体等を活用して国内外で優先的にPRや販売を行います。（ハンズオン支援の終了後も対象）

ウ 本プロジェクト全体で実施するプロモーション

本プロジェクトでは、「江戸東京きらり」ブランドの訴求、認知拡大等を図るため、各種プロモーションを実施しています。（詳細はp.10のとおり）東京都が有する販売拠点やイベント、様々な媒体等を活用した国内外でのPRや販売を行う際には、ハンズオン支援の期間に関わらず商品開発事業者や本事業で開発した商品を優先します。

4 その他の留意事項

商品開発事業に応募・選定された場合は、以下にご留意願います。

- 東京都以外の産地との連携した取組も応募可能ですが、連携により生まれた商品やサービスを「江戸東京きらり」ブランド、東京のブランドとして発信していくことについて、連携体の中で同意していただく必要があります。
- 報道発表や印刷物発行、ウェブサイト掲載等により、商品開発事業の取組内容や成果を積極的に公表します。また、本プロジェクト以外で東京都が実施する各種イベントや広報媒体を活用し、プロジェクト及び商品開発事業の周知により、「江戸東京きらり」ブランドの浸透を図っていきます。
これらについて、東京都の求めに応じて、情報提供や取材対応にご協力をお願いいたします。なお、出願前の知的財産権がある場合など、公表の仕方には配慮いたします。
- 自社独自の取組等における様々な機会を捉え、「江戸東京きらり」ブランドのPRに協力いただきます。商品開発事業者が有する様々なネットワークを通じて、「江戸東京きらり」ブランドの更なる認知拡大を図っていきます。
(例) ・自社店舗等でのPR（本プロジェクトのリーフレット等の配布、ウェブサイトにも本プロジェクトのロゴマークの掲示）
・メディア掲載等の機会を捉えたPR（メディア取材時に「江戸東京きらり」ブランドも紹介）
- 東京都は、「江戸東京きらり」ブランドとしての一体的・戦略的なプロモーションを目指し、モデル事業者間の連携促進やネットワーク構築等を目的とした会議や交流会の開催などを予定しております。実施する場合は、積極的なご参加をお願いいたします。
- ハンズオン支援の期間に関わらず、新たな取引先の開拓や取扱実績、モデル事業者間の共同開発商品などの成果が出た場合は、東京都まで情報提供をお願いいたします。公表が可能なものは、公式ウェブサイト等でも発信いたします。

5 問合せ先

東京都 産業労働局 総務部 企画調整課 江戸東京きらりプロジェクト担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎20階南側
電話：03-5000-7825
メール：S0290106@section.metro.tokyo.jp

【江戸東京きらりプロジェクト ロゴマーク】



EDO TOKYO KIRARI

正六角形に潜む立方体のモチーフは、江戸東京の伝統文化＝宝物が詰まった宝箱を象徴しています。2つのモチーフの重なり合いは、江戸から東京へ、過去から未来へ、宝物が伝統を継承し、進化していくさまを表しています。

そして、六角形が波状のように広がる様子は、江戸東京で生まれた文化が、日本全国へ、世界へと伝播していくことを意味しています。

また、自然界に存在するかたちで最もバランスがよいといわれる正六角形は、溢れる生命力の象徴であり、日本の伝統工芸品や生活用品・建築等で古くから用いられてきました。

このロゴには、江戸東京に息づく宝物を継承し、磨き上げ、未来へ、そして世界へ羽ばたかせていきたいという強い想いが込められています。

【「江戸東京きらりプロジェクト」のモデル事業者】

江戸東京の伝統に根差した技やノウハウを活かし、新たな視点から商品づくりや新分野展開などを行う取組であるとともに、本プロジェクトが目指すブランドコンセプトに合致した取組を実施する事業者を「モデル事業者」と言います。

平成29年度から令和7年度までに「江戸東京きらりプロジェクト」モデル事業に選定された事業者は、衣食住の分野で47となっています（令和8年6月30日現在）。

<https://edotokyokirari.jp/brands/>

【江戸東京きらりプロジェクト 各種リンク】

(ア) 「江戸東京きらりプロジェクト」公式メディアを活用したPR

(a) 公式ウェブサイトを活用した発信

(紹介記事及びPR動画の作成、デジタルブックでの発信 等)

<https://edotokyokirari.jp/>

(b) 公式Instagramでの発信

https://www.instagram.com/edo_tokyo_kirari/

(イ) 「江戸東京きらりプロジェクト」で運営している越境ECサイトへの出品による海外販路の開拓支援

<https://www.store.kirari.metro.tokyo.lg.jp/>

(ウ) 雑誌等を活用した情報発信、イベント、販売支援等

<令和7年度の例>

【情報発信】

・婦人画報やMONOCLE（モノクル）への掲載

【イベント等】

・表参道ヒルズにおいて「何が生まれる？展」を開催

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2026/02/2026020602>

- ・パリ市BDMMA（Bureau du Design, de la Mode et des Métiers d'Art）所属のデザイナーと連携した新商品開発及び海外展示会「メゾン・エ・オブジェ」への出展等

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2026/01/2026010913>

【販売支援】

- ・羽田空港国際線ターミナル免税エリアにおいて期間限定ショップを展開

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/10/2025100101>

- ・パリ市内のコンセプトショップにおいて商品を展示販売

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2026/01/2026010913>